

令和4年6月3日

保護者の皆様

大阪市立塩草立葉小学校
校長 竹内 幸延

今後のマスク着用の扱いについて

熱中症などによる健康被害が心配される夏場を迎えるにあたり、大阪市教育委員会よりマスク着用についての通知がありました。（裏面をご参照ください）

本校でも、換気などの感染対策に留意しつつ、熱中症防止のため、次のような場面ではマスク着用を必要としないこととさせていただきます。

保護者の皆様には、引き続き感染予防へのご協力と熱中症防止のための今後のマスク着用の扱いに、ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

なお、学校生活はさまざまな場面がありますので、マスクの着脱については、活動内容や子どもの様子によって柔軟に対応させていただきます。

また、マスク着用を希望するお子さんには、熱中症リスクを考慮しながら、強制にならないよう配慮いたします。

記

【マスクを必要としない場面】

- 2メートル以上を目安として、人との距離がとれる場合
- 距離がとれなくても、対面での会話をひかえる場合

（例）

- ・ 体育の授業、運動会（運動場、体育館、プールなど）
- ・ 休み時間の運動遊び（鬼ごっこなど密にならない外遊びなど）
- ・ 屋外での教育活動（自然観察、写生など）
- ・ 登下校

※近距離で、対面での会話をする場面では、マスクの着用をすすめます。

また、教室内では、これまで通り、マスクの着用を原則とします。

裏に続きます

(参考：大阪市教育委員会の通知)

1 体育の授業について

屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ない。ただし、十分な身体的距離（2メートル以上）がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。運動会・体育大会についても体育の授業と同様の取り扱いとすること。

2 登下校時について

熱中症リスクが高い夏場においては、熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ない。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについてもあわせて指導すること。

3 休憩時間等について

休憩時間における運動遊び（例：鬼ごっこなど密にならない外遊び）においては、2メートル以上を目安として他者との距離が確保できる場合はマスクを着用する必要ない。

屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等（例：自然観察、写生活動等）においては、他者との距離が確保できなくてもマスクを着用する必要はない。

4 その他

上記1から3の各場面において児童のマスクの着用を禁止する趣旨ではないことから、熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒等に対しては適切に配慮を行うこと。

「子どものマスク着用について」（厚生労働省、文部科学省）を学校ホームページにアップしていますので、ご覧ください。

令和4年6月1日

教職員の皆さんへ お知らせとお願い

市教委の通知をもとに、別紙のプリントを6月3日（金）に配りたい
と思います。

学校医の徳田先生にもご覧いただき、了解をいただきました。

教職員の皆さんに、実際に子どもたちに指導していただくうえで、修
正した方がよいところやわかりにくいところはないでしょうか。

何かありましたら、急で申し訳ありませんが、明日中にお知らせくだ
さい。

国の方針が、熱中症予防を重視する方向になりましたので、市教委も
それにあわせた通知を出しています。

ただ、安易に「脱マスク」とせず、

- ・相手と距離の近いところでは対面での会話をひかえる
- ・室内では2方向の換気を徹底する

など、感染対策を引き続きよろしくお願いします。

竹内